

3. 要介護認定について

(1) 認定有効期間の拡大について

要介護認定については、要介護認定者数の増加により市町村における要介護認定事務の負担が増加しているため、当該事務の負担軽減の観点から、平成23年4月より、区分変更認定の有効期間及び更新認定における要介護から要支援、または要支援から要介護に変更となった場合の有効期間について、認定審査会が必要と認める場合に3～12ヶ月の範囲で定めることができるよう拡大したところである。

さらに、当該事務の負担軽減に資するよう、以下の通り見直しを行うこととした。

- ・ 新規の要介護認定及び要支援認定に係る有効期間について、これまで原則6ヶ月（認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては3～5ヶ月の範囲で定めることが可能）であったものを、認定審査会が必要と認める場合に3～12ヶ月の範囲で定めることができるよう拡大する。

※原則6ヶ月には変更なし

なお、実施時期は平成24年4月1日を予定しており（平成24年4月1日以降に受理した新規の要介護認定申請及び要支援認定申請から適用）、各都道府県におかれても、その円滑な実施に向けて管内市町村等に対して周知をお願いしたい。

【認定の有効期間を原則6ヶ月より長く設定可能な場合】

- ・ 身体上または精神上の生活機能低下の程度が安定していると考えられる場合
- ・ 同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態等区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合（重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断する）
- ・ その他、認定審査会が特に必要と認める場合

(2) 被災地における要介護認定について

平成24年1月より、特例法(※)に基づき、避難住民に係る要介護認定を避難先市区町村で行っていただいているところであるが、避難住民に係る要介護認定については、震災以降に発出した事務連絡による要介護認定事務の特例的な取扱いも含め、引き続き柔軟に対応していただきたい。

また、平成23年5月27日に制定した、市町村の判断で認定の有効期間を最大1年間延長することを可能とした特例省令については、平成24年3月31日までの措置となっているが、適用期間をさらに延長する予定である。

これまで東日本大震災により被災した方への介護保険サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただいているところであるが、今後も引き続きご協力をお願いしたい。

(※)東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号)

(3) 迅速な要介護認定の実施について

①末期がん等の方への要介護認定について

迅速な介護サービスの提供が必要となる末期がん等の方への要介護認定等の取扱いについては、「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について」(平成22年4月30日付事務連絡)及び「末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱等について」(平成22年10月25日付事務連絡)において、適切な要介護認定等の実施及び介護サービスの提供をお願いしているところである。

しかしながら、平成23年10月18日に発出した事務連絡の通り、末期がんの方に対する要介護認定については、多くの市町村で申請から二次判定まで相当の日数を経過しているのが現状であり、迅速な二次判定に向けた取り組みが引き続き重要である。

例えば、末期がん等の方については、事前に介護認定審査会資料を審査会委員に送付していなくとも、直近の介護認定審査会で二次判定を行うといった取り組みも可能である。

については、これらの事務連絡の趣旨をご理解いただき、末期がん等の

方への適切な要介護認定の実施及び介護サービスの提供について、改めて周知徹底をお願いしたい。

②迅速な要介護認定のための業務負担軽減について

現在、更新申請については、有効期間満了日の60日前から申請が可能となっているが、申請に対する処分については、有効期間内であっても申請日から30日以内に行わなければならない、30日を超える場合には、被保険者に対して処分までの処理見込期間とその理由の通知（以下「延期通知」という。）を行うこととなっている。

しかしながら、要介護認定者数が増加している現状においては、更新申請に対する処分について、多くの市町村で延期通知を发出せざるを得ない状況であることから、有効期間内であるにも関わらず延期通知を发出することが業務負担となっているとの意見がある。また、延期通知を受け取った被保険者に混乱を招いているとの指摘もある。

こうした現状を勘案し、更新申請については、有効期間内に要介護認定を行うことができる場合であれば、事前に被保険者等に説明し同意を得るなど適切に被保険者等の理解を得た上で、申請日から30日を超えて処分を行う場合であっても延期通知を省略する取扱いとしても差し支えない。

各都道府県におかれては、こうした取扱いの趣旨について管内市町村に周知し、迅速な要介護認定及び介護サービスの提供が必要な方に対しては優先的に手続きを進めるなど、適切な要介護認定が行われるよう周知徹底をお願いしたい。

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

1. 基本的な考え方

○「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ)や市町村からの意見を踏まえ、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減する。

2. 具体的内容

○介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に規定する有効期間の上限の一部を以下のとおり改正する。

(具体的な対応案)

申請区分等	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間(改正後)	設定可能な認定有効期間の範囲(改正後)
新規申請	6カ月	3～6カ月	6カ月	3～12カ月
区分変更申請	6カ月	3～12カ月	6カ月	3～12カ月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	3～12カ月	12カ月	3～12カ月
	前回要介護 → 今回要介護	3～24カ月	12カ月	3～24カ月
	前回要支援 → 今回要介護	3～12カ月	6カ月	3～12カ月
	前回要介護 → 今回要支援	3～12カ月	6カ月	3～12カ月

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ)を踏まえ、平成23年4月1日から、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減するため、区分変更認定に係る有効期間、更新認定における要介護から要支援、または要支援から要介護に変更となった場合の有効期間を延長した。

(平成23年4月1日からの対応)

申請区分等	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間(改正後)	設定可能な認定有効期間の範囲(改正後)
新規申請	6カ月	3～6カ月	6カ月	3～6カ月
区分変更申請	6カ月	3～6カ月	6カ月	3～12カ月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	3～12カ月	12カ月	3～12カ月
	前回要介護 → 今回要介護	3～24カ月	12カ月	3～24カ月
	前回要支援 → 今回要介護	3～6カ月	6カ月	3～12カ月
	前回要介護 → 今回要支援	3～6カ月	6カ月	3～12カ月